## 資料提供

令和6年7月29日



担当	自課	生活保健課
担当	4 者	浦崎
電	話	(073) 488-5111
内	線	

## 8月は食品衛生月間です 食中毒の予防について街頭啓発を行います

8月の1か月間は、厚生労働省が定めた「食品衛生月間」です。

夏の暑い時期は、カンピロバクターや腸管出血性大腸菌といった細菌による食中毒が多く発生しています。

市民のみなさまに食中毒予防について知っていただくため、次のとおり、街頭啓発を行います。

- ○食品衛生月間8月1日(木)~8月31日(土)
- ○街頭啓発

8月3日(土) 10:30~11:30 イズミヤ株式会社和歌山店 (和歌山市新生町 7-20)

※啓発物品がなくなり次第終了 和歌山市食品衛生協会の食品衛生指導員と合同で実施。

〇食中毒予防の3原則

「つけない」 「ふやさない」 「やっつける」

